

配置予定技術者の雇用確認について

健康保険被保険者証の新規発行が終了していること、また、発行済の健康保険被保険者証を有効とする経過措置が令和7年12月1日に終了することから、配置予定技術者の雇用確認書類の取り扱いを以下のとおりとします。

【令和7年12月1日まで】

工事 直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認。

1	経営事項審査申請書の技術職員名簿（別紙二）（直近のもの）
2	監理技術者資格証
3	健康保険被保険者証
4	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
5	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

測量・建設コンサルタント等業務 直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認。

1	建築士事務所登録証明書
2	測量士名簿記載事項証明書
3	技術士登録証明書
4	事業所名が記載されている健康保険被保険者証
5	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
6	雇用保険被保険者資格取得時確認通知書
7	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
8	賃金台帳等3か月以上の雇用が確実に確認できる書類

【令和7年12月2日以降】

健康保険被保険者証は雇用確認書類として使用できません。

工事 直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認。

1	経営事項審査申請書の技術職員名簿（別紙二）（直近のもの）
2	監理技術者資格証
3	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
4	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

測量・建設コンサルタント等業務 直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認。

1	建築士事務所登録証明書
2	測量士名簿記載事項証明書
3	技術士登録証明書
4	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
5	雇用保険被保険者資格取得時確認通知書
6	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
7	賃金台帳等3か月以上の雇用が確実に確認できる書類